（国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正）

第三条　国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「に記載され又は」を「（法第三条第三項に規定する国有財産台帳等をいう。）に記載され、又は」に、「第三十条第七項」を「第三十条第九項」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第四条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項中「において」を「には」に改め、「これを」を削り、同条第二項中「にあっては」を「には」に改め、「設けている合併市町村」の下に「。次項において同じ。」を加え、「これを」を削り、同条に次の一項を加える。

3　前項の規定による意見の決定は、当該合併特例区を設けていた合併市町村の監査委員の合議によるものとする。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正）

第五条　大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

第二十条に次の一項を加える。

5　二項の特別区の区長又は道府県の知事は、同項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の地方自治法施行令（以下この項において「新地方自治法施行令」という。）第五条第六項の規定は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に新地方自治法施行令第五条第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決される場合について適用する。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

3　第五条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第二十条第五項の規定は、施行日以後に大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第二十条第二項の規定による決算の認定に関する議案が否決される場合について適用する。

総務大臣　野田　聖子
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方財政法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十三号

地方財政法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第四項第一号及び第五条の四第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附則第十条を削る。

附則第十一条の表第一号イの項中欄中「第十四条」を「同法第十四条」に改め、同項下欄中「附則第七条の二及び第七条の三」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項」を「平成三十年旧地方交付税法附則第七条の二第二項及び地方交付税法附則第七条の三第二項」に改め、同表第五号の項中「地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項」を「平成三十年旧地方交付税法附則第七条の二第二項及び地方交付税法附則第七条の三第二項」に改め、同条を附則第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（平成二十九年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十一条　平成二十九年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	同法第十四条	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定（同法（平成二十九年法律第三号）附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正前の地方交付税法（第五号において「平成三十年旧地方交付税法」という。）第七条の三及び地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項の適用がないものとした場合における地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項の規定（第七号において「平成三十年旧地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項」という。）の適用がないものとした場合における地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第四項第一号及び第五条の四第一項第一号の規定（第十一号において「地方財政法第五条の三第四項第一号及び第五条の四第一項第一号」という。）の特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第九条の規定（以下この条において「暫定措置法第九条の規定」という。）により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）
	から同条	に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付する交付金をいう。）及び分離課税に係る所得割交付金をいう。）第三号において同じ。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付する交付金をいう。）及び航空機燃料譲与税法（平成二十九年法律第　号）附則第五条第七項の規定により道府県民税所得割に係る交付金をいう。）第三号において同じ。）及び次号において「特定交付金」という。）を加算した額から特定交付見込額を控除した額
	及び航空機燃料譲与税	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金
	合算額	合算額から特定交付見込額を控除した額